

長期収載品の選定療養について

2024年10月より、患者様の希望により後発医薬品（ジェネリック）がある先発医薬品（長期収載品）を処方し、医療上の必要性が認められない場合には、後発医薬品と先発医薬品の差額の4分の1に相当する金額を患者様自身にご負担していただくこととなります（選定療養）

選定療養費は自己負担のない方も原則対象になり、薬局でのお支払いとなります。